別表六㈤の記載要領第１号中「内国法人に限る。」の次に「第３号から第５号までにおいて同じ。」を加え、「連結法人（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧令」という。）第155条の27第２項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）の規定の適用を受ける連結法人に限る。）が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（第４号において「令和２年旧法」という。）第81条の15第１項から第３項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合及び」及び「又は連結事業年度」を削り、「若しくは第195条第２項又は令和２年旧令第155条の27第２項」を「又は第195条第２項」に改め、同第11号中「「控除対象外国法人税額（(4)×(10％又は15％)と(10)のうち少ない金額）　(11)」」を「「控除対象外国法人税額（((4)×(10％又は15％))と(10)のうち少ない金額）　(11)」」に、「「(4)×(10％又は15％)と」」を「「((4)×(10％又は15％))と」」に改め、同第13号を次のように改める。

3　「所得金額仮計（別表四「26の①」）　(16)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該事業年度において法第64条の８（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）若しくは令第19条第６項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定により益金の額又は損金の額に算入された金額がある場合には、これらの規定を適用しないで計算した場合の別表四「26の①」の金額を記載すること。

(2)　当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度の当該内国法人に係る法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税法施行規則（次号及び第５号において「令和５年旧規則」という。）別表四の二付表「33の①」の金額を記載すること。

別表六㈤の記載要領第五号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は令和２年旧令第155条の27第２項各号」を削り、同号を同第七号とし、同第四号中「又は令和２年旧法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）（令和２年旧法第39条の２の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）」を削り、「法第39条の２に」を「同条に」に改め、同号を同第六号とし、同第三号の次に次の１号を加える。

4　「受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「５」）　(17)」の欄は、当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度の当該内国法人に係る令和５年旧規則別表八の二付表「１」の金額を記載すること。

5　「控除所得税額（別表六(一)「６の③」）　(20)」の欄は、当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度の当該内国法人に係る令和５年旧規則別表六の二(一)「22」の金額を記載すること。

別表六㈤の１の表中

法人税の額（別表一「10」又は別表一の三「６」）

を

法人税の額（別表一「10」）又は（別表一の二「６」）

に改め、同表の記載要領第11号中「「法人税の額（別表一「10」又は別表一の三「６」）　(6)」」を「「法人税の額（別表一「10」）又は（別表一の二「６」）　(6)」」に、「別表一の三「６」の」を「別表一の二「６」の」に改める。

別表六㈥の表を次のように改める。